

# 著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案 概要説明資料



著作物等を巡る近時の社会状況の変化等に適切に対応するため、インターネット上の海賊版対策をはじめとした著作権等の適切な保護を図るための措置や、著作物等の利用の円滑化を図るための措置を講ずるもの【平成32年1月1日から施行(7.の一部は、「公布日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日」から施行)】

## 【著作権等の適切な保護を図るための措置】

1. リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応  
【第113条第2項～第4項、第119条第2項第4号・第5号、第120条の2第3号等】
2. ダウンロード違法化の対象範囲の拡大【第30条第1項第3号・第2項、第119条第3項・第4項等】
3. アクセスコントロール等に関する保護の強化【第2条第1項第20号・第21号、第113条第7項、第120条の2第4号等】
4. 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化【第114条の3】

## 【著作物等の利用の円滑化を図るための措置】

5. 著作物等の利用許諾に係る権利の対抗制度の導入【第63条の2等】
6. 行政手続に係る権利制限規定の整備（地理的表示法・種苗法関係）【第42条第2項】

## 【その他】

7. プログラムの著作物に係る登録制度の整備（プログラム特例法）【プログラム特例法第4条、第26条等】

## 海賊版被害の実態及び早急な法整備の必要性について

【例：漫画・雑誌等の被害（いずれもダウンロード型）】 ※権利者団体による推計

◆日本最大級のリーチサイト「**はるか夢の址**」における被害：**約731億円**（摘発までの1年間）

◆主要な**4つのリーチサイト**における被害：**約738億円**（過去6か月間）

⇒ その他にも、**膨大な数のリーチサイト等が存在しており、被害は極めて深刻。**

主要なストリーミング型サイトである漫画村閉鎖後、**ダウンロード型が主流に。**  
（出版関係団体によると、アクセス数**上位10件のうち9件がダウンロード型**）

⇒ 漫画・雑誌のほか、**音楽、アニメ・映画、写真集・文芸書・専門書、ビジネスソフト、ゲーム、学術論文など、著作物の分野・種類を問わず、被害が発生。**

⇒ 著作権者に無許諾でアップロードされた侵害コンテンツは、**リーチサイトにリンクが貼られることで、約62倍も多く視聴されてしまう**（電気通信大学による調査）。

**早急に対策を講じないと、クリエイター・コンテンツ産業に回復困難な損害が生じる恐れ。**

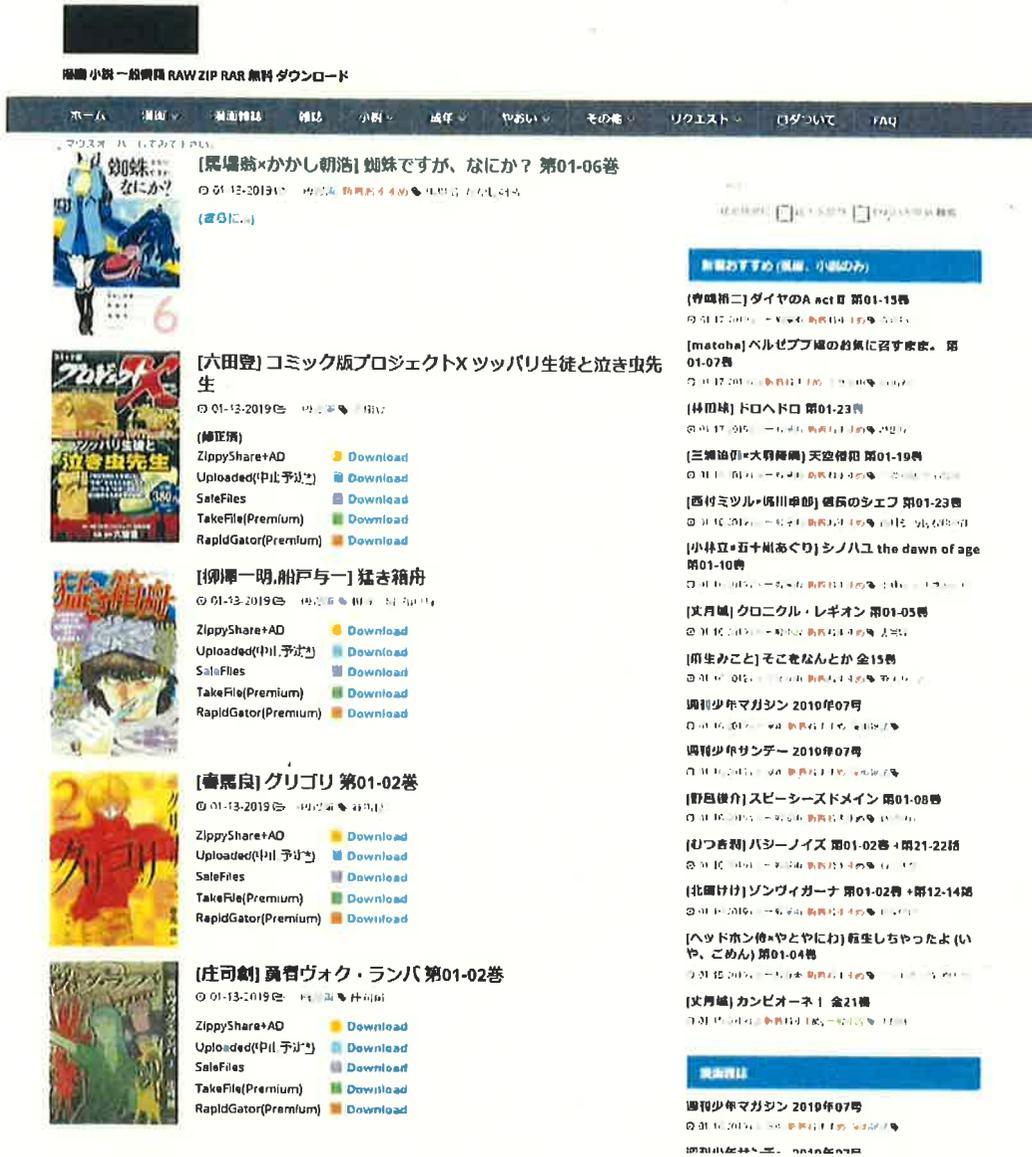
### <喫緊の法整備>

①リーチサイト規制 + ②ダウンロード違法化・刑事罰化（著作物全般に拡大）

（※）このほか、広告出稿抑制やアクセス警告の導入など、民間ベースの取組も推進する必要

これにより、海賊版被害の拡大が防止され、著作権法の目的である「**文化の発展**」に資する。<sub>1</sub>

# 主要な4つのリーチサイト



サイトA 掲載ファイル数：22,025

(参考)最大手のサイトA

漫画村閉鎖後の伸長月間訪問者数(万人)



※漫画村閉鎖直後(4月中旬)からアクセス数が伸び始める。7月には過去最大の1916万人を記録(26%増)。



サイトB 掲載ファイル数：52,317



サイトC 掲載ファイル数：18,913



サイトD 掲載ファイル数：31,298

# 1. リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応

【第113条第2項等関係】

- インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、その背景の一つとして、自身のウェブサイトには侵害コンテンツを掲載せず、他のウェブサイトへのリンク情報等を提供することで利用者を侵害コンテンツに誘導するためのウェブサイト(リーチサイト)やこれと同様の機能を有するアプリ(リーチアプリ)の問題が指摘。
- リーチサイト・リーチアプリは、侵害コンテンツの拡散を助長する蓋然性が高い場・手段であり、そこにおいて行われるリンク情報の提供は著作権侵害と同視すべき大きな不利益を著作権者に与えるものであることから、①リーチサイト運営行為・リーチアプリ提供行為や、②リーチサイト・リーチアプリにおける侵害コンテンツに係るリンク情報等の提供行為を規制する(正当な表現行為に萎縮が生じることのないよう留意)。

## 1. リーチサイト・リーチアプリの定義

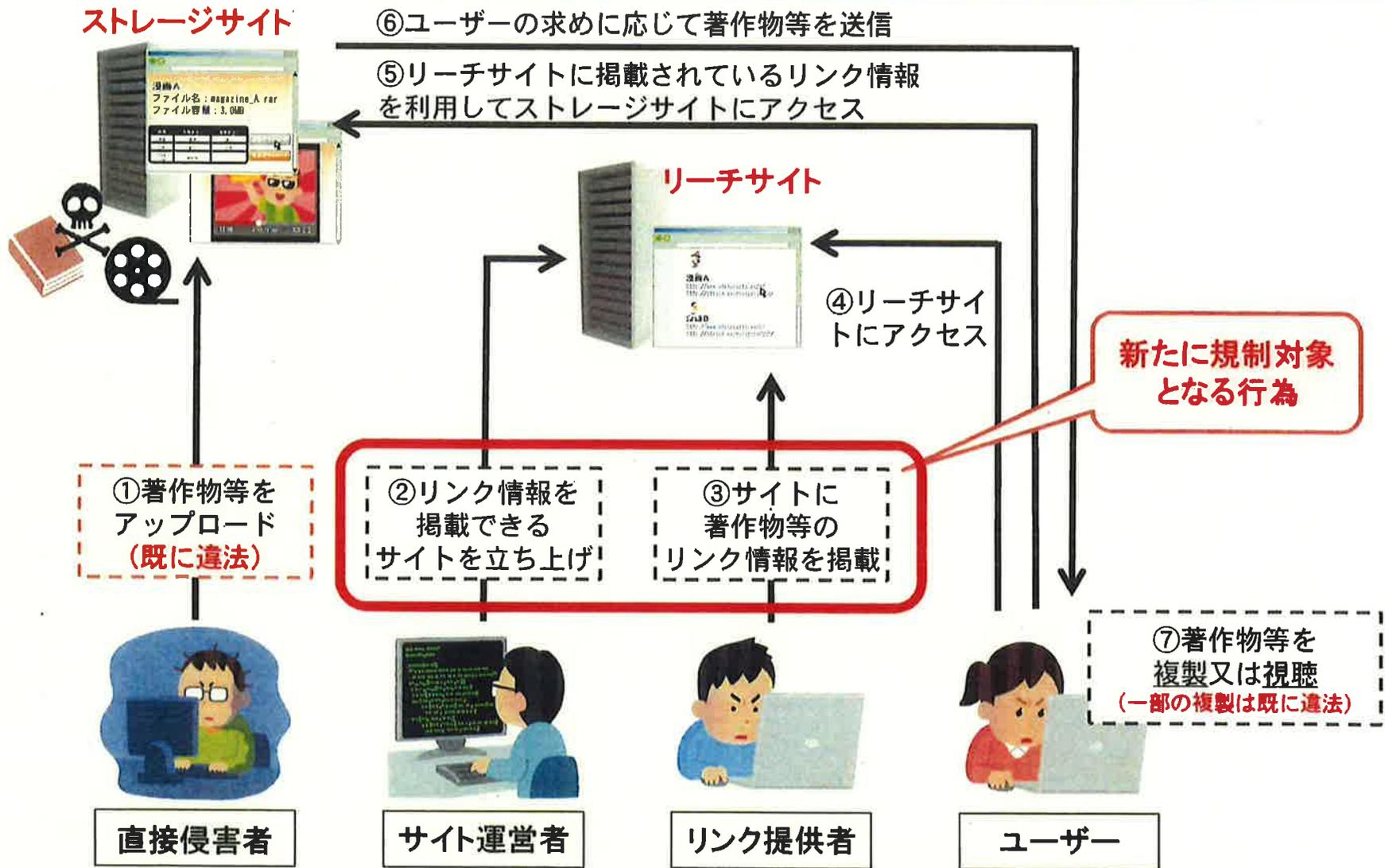
- ・ 公衆を侵害コンテンツに殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト・プログラム  
【第113条第2項第1号イ、同項第2号イ】
- ・ 主として公衆による侵害コンテンツの利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト・プログラム  
【第113条第2項第1号ロ、同項第2号ロ】

## 2. 規制対象行為及び規制内容

	規制対象行為	規制内容(措置)
サイト運営者・アプリ提供者	①リーチサイトを公衆に提示すること ②リーチアプリを公衆に提供・提示すること	<b>刑事罰</b> (5年以下の懲役・500万円以下の罰金(併科も可)) (社会的法益の侵害)【 <b>非親告罪</b> 】【第119条第2項第4号・第5号】 (※)侵害コンテンツへのリンク提供等を認識しつつ放置する等の場合には、個々のリンク提供等について民事責任を負う(権利者はサイト運営者等に対して差止請求が可能となる。)【第113条第3項】
リンク提供者	リーチサイト・リーチアプリにおいて、リンク情報等の提供により、侵害コンテンツの公衆による利用を容易にすること	<b>民事措置</b> (著作権等を侵害する行為とみなして <b>差止請求・損害賠償請求</b> を可能とする)【第113条第2項】 (※)リンク先が侵害コンテンツであることの <b>故意・過失</b> がある場合に限る <b>刑事罰</b> (3年以下の懲役・300万円以下の罰金(併科も可)) 【 <b>親告罪</b> 】 (※) <b>故意犯のみ処罰</b> 【第120条の2第3号】

# (参考) リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の典型例

違法にアップロードされた著作物等へのリンク情報をウェブサイトに掲載して、ユーザーを当該著作物等へ誘導



※ 「サイト運営者」と「リンク提供者」が同一人物の場合（運営者投稿型）もある

※ リーチアプリの場合には「アプリ提供者」が上記の「サイト運営者」と同等の立場にある

# 条文解説（リーチサイト関係）【侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化】

## 第113条第2項：侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化

※緑字部分：手段、赤字部分：規制対象行為、青字部分：主観要件

(侵害とみなす行為)

いわゆるURL

「URLの一部を☆などの記号に置き換えたもの」や  
「コンテンツへの到達を容易にするボタン」など

第百十三条（略）

2 送信元識別符号又は送信元識別符号以外の符号その他の情報であつてその提供が送信元識別符号の提供と同一若しくは類似の効果を有するもの（以下この項及び次項において「送信元識別符号等」という。）の提供により**侵害著作物等**（著作権（第二十八条に規定する権利を除く。以下この項及び次項において同じ。）、出版権又は著作隣接権を侵害して送信可能化が行われた著作物等をいい、国外で行われる送信可能化であつて国内で行われたとしたならばこれらの権利の侵害となるべきものが行われた著作物等を含む。以下この項及び次項において同じ。）の他人による利用を容易にする行為（同項において「侵害著作物等利用容易化」という。）であつて、**第一号に掲げるウェブサイト等**（同項及び第百十九条第二項第四号において「侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等」という。）において又は**第二号に掲げるプログラム**（次項及び同条第二項第五号において「侵害著作物等利用容易化プログラム」という。）を用いて行う行為は、当該行為に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っていた場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合には、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リーチサイト(1号)・リーチアプリ(2号)  
(※)次ページ参照

リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

## 条文解説（リーチサイト関係）【侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化】

### 第113条第2項第1号

#### 一 次に掲げるウェブサイト等

リーチサイト

イ 当該ウェブサイト等において、侵害著作物等に係る送信元識別符号等（以下この項において「侵害送信元識別符号等」という。）の利用を促す文言が表示されていること、侵害送信元識別符号等が強調されていることその他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の態様に照らし、公衆を侵害著作物等に殊更に誘導するものであると認められるウェブサイト等

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

ロ イに掲げるもののほか、当該ウェブサイト等において提供される侵害送信元識別符号等の数、当該数が当該ウェブサイト等において提供される送信元識別符号等の総数に占める割合、当該侵害送信元識別符号等の利用に資する分類又は整理の状況その他の当該ウェブサイト等における侵害送信元識別符号等の提供の状況に照らし、主として公衆による侵害著作物等の利用のために用いられるものであると認められるウェブサイト等

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定

### 第113条第2項第2号

#### 二 次に掲げるプログラム

リーチアプリ

イ・ロ（略） ※リーチサイトと同様であるため、省略

# 条文解説（リーチサイト関係）【侵害コンテンツへのリンク提供のみなし侵害化】

## <第113条第2項第1号イのイメージ>

サイト運営者が、侵害コンテンツへの誘導のために、デザインや表示内容等を作り込んでいるような場合を想定

**今なら無料で読み放題！！**  
**ここをクリック↓↓↓↓**

利用を促す文言  
の表示



- 侵害コンテンツAのURL
- 侵害コンテンツBのURL
- 侵害コンテンツCのURL

(あらすじ...〇〇は××で△△)

URLの強調

## <第113条第2項第1号ロのイメージ>

掲示板などの投稿型サイトで、ユーザーが違法リンクを多数掲載し、結果として侵害コンテンツの利用を助長しているような場合を想定



### 無料海外動画ファイルのリンクを貼る掲示板

- 1. 匿名X  
[大人気海外ドラマAが無料で見放題①↓↓↓]  
  
www.◆◆◆.◆◆◆.◆◆◆ (侵害コンテンツのURL)  
www.×××.×××.××× (正規コンテンツのURL)
- 2. 匿名Y  
[大人気海外ドラマBが無料で見放題②↓↓↓]  
  
www.●●●.●●●.●●● (侵害コンテンツのURL)  
www.▲▲▲▲▲▲.▲▲▲ (侵害コンテンツのURL)
- 3. 匿名Z  
>1、2 本当に見られた！

## 条文解説（リーチサイト関係）【リンク提供を放置する行為のみなし侵害化】

### 第113条第3項：リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供を放置する行為のみなし侵害化

※緑字部分：主体、青字部分：主観要件、赤字部分：規制対象行為

（侵害とみなす行為）

第百十三条（略）

リーチサイト運営者 + リーチアプリ提供者

①リンク提供の事実を知っており、かつ、②リンク先のコンテンツが侵害コンテンツであることについて故意・過失がある場合

2（略）

3 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等に該当するウェブサイト等の公衆への提示を行っている者又は侵害著作物等利用容易化プログラムに該当するプログラムの公衆への提供又は提示を行っている者が、当該ウェブサイト等において又は当該プログラムを用いて他人による侵害著作物等利用容易化に係る送信元識別符号等の提供が行われていることを知っている場合であつて、かつ、当該送信元識別符号等に係る著作物等が侵害著作物等であることを知っている場合又は知ることができたと認めるに足りる相当の理由がある場合において、当該侵害著作物等利用容易化を防止する措置を講ずることが技術的に可能であるにもかかわらず当該措置を講じない行為は、当該侵害著作物等に係る著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなす。

リンクを削除することができるにもかかわらず、削除せず放置する行為

第113条第4項：ウェブサイト等の一般的な定義

（侵害とみなす行為）

ドメイン名（例：www.bunka.go.jp）が共通するウェブページの全体 = ウェブサイト

第百十三条（略）

2・3（略）

4 前二項に規定するウェブサイト等とは、送信元識別符号のうちインターネットにおいて個々の電子計算機を識別するために用いられる部分が共通するウェブページ（インターネットを利用した情報の閲覧の用に供される電磁的記録で文部科学省令で定めるものをいう。）の集合物の全部又は一部であつて、同一の者が公衆への提示を行つているものとして政令で定めるものをいう。

ドメイン名（例：www.bunka.go.jp）が共通するウェブページの一部

（※）「特定のTwitterアカウントに侵害コンテンツへのリンクばかりが掲載されている場合」や、「巨大なウェブサイトの一部の区分に侵害コンテンツへのリンクが集中的に掲載されている場合」などを捕捉することを想定。一定規模のまとまりを政令で規定する予定であり、1ページやごく少数のページは対象としない。

## 条文解説（リーチサイト関係）【刑事罰】

第119条第2項第4号：リーチサイト運営者に対する刑事罰（5年以下の懲役等）

第119条第2項第5号：リーチアプリ提供者に対する刑事罰（5年以下の懲役等）

第百十九条（略）

2 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一～三（略）

四 侵害著作物等利用容易化ウェブサイト等の公衆への提示を行つた者

五 侵害著作物等利用容易化プログラムの公衆への提供又は提示を行つた者

六（略）

リーチサイト運営者

リーチアプリ提供者

第120条の2第3号：侵害コンテンツへのリンク提供者に対する刑事罰（3年以下の懲役等）

第百二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二（略）

三 第百十三条第二項の規定により著作権、出版権又は著作隣接権を侵害する行為とみなされる行為を行つた者

四～六（略）

侵害コンテンツへの  
リンク提供者

違法にアップロードされたものだと知りながら侵害コンテンツをダウンロードすることについて、私的使用目的であっても違法とし、正規版が有償で提供されているもののダウンロードを継続的に又は反復して行う場合には、刑事罰の対象にもする。

(※) 音楽や映像については、既に違法化(H21)及び刑事罰化(H24議員修正)がされている。

### 改正の趣旨

- インターネット上の著作権侵害が深刻化しており、既にダウンロードが違法化されている音楽・映像以外にも、漫画、雑誌、写真集、文芸書、ビジネスソフト、ゲーム、学术论文など、幅広い分野で被害が確認。
  - 違法な情報源から積極的に便益を享受しようとするユーザーの行為に正当性はないことから、諸外国(ドイツ・フランス・カナダ等)の取扱いも踏まえ、ダウンロード違法化の対象範囲を著作物全般に拡大する。
  - ただし、音楽・映像以外の著作物(特に静止画・テキスト等)は、ブログやSNSを含め、様々な場所に違法ファイルが掲載されている可能性があり、ユーザーが何気なくダウンロードしやすい状況にある。このため、ユーザー保護の観点から、主観要件を厳格に設定し、違法にアップロードされたものだと知らずにダウンロードしてしまった場合には違法とならないことを確実に担保する。
  - 特に、刑事罰については、謙抑性の観点から、悪質性の高い行為に限定して適用する。
- (※) なお、違法にアップロードされた著作物であっても、単に視聴・閲覧することや、それに伴いコンピュータに自動的に生じるキャッシュ等の蓄積(複製)は、適法。



		現行	法改正案(イメージ)
民事措置 【第30条第1項第3号等】	対象著作物 (対象行為)	違法にアップロードされた <b>音楽・映像</b> (録音・録画)	違法にアップロードされた <b>著作物全般</b> (複製)
	主観要件	違法にアップロードされたものだと知りながらダウンロードする場合が対象	同左
		—	<b>重過失の場合でも違法だと知らなかった場合は、ダウンロードは違法とならない旨を明確化</b> (例えば、違法か適法か紛らわしくて判断がつかなかった場合や、有名な海賊版サイトからダウンロードをしたもののインターネットの知識がなく海賊版サイトだと気付かなかった場合は、適法となる)【第30条第2項】
		—	<b>適法・違法の評価を誤った場合も、ダウンロードは違法とならない旨を明確化</b> (例えば、適法に引用されたものだと思ってダウンロードしたが、実際には違法な引用だった場合は、適法となる)【第30条第1項第3号】
刑事罰 【第119条第3項等】	対象著作物 (対象行為)	違法にアップロードされた <b>音楽・映像</b> で <u>正規版が有償で提供されているもの</u> (録音・録画)	違法にアップロードされた <b>著作物全般</b> で <u>正規版が有償で提供されているもの</u> (複製)
	主観要件	—	<b>「二次創作された著作物」は除外</b>
		民事措置と同様	民事措置と同様
	<b>常習性</b>	—	<b>継続的に又は反復して行う場合</b>
	法定刑の水準	2年以下の懲役・200万円以下の罰金	同左
	親告罪の扱い	親告罪	同左

※上記の「違法」は、全て著作権侵害のみを指し、肖像権等の侵害は含まない。

(参考) 私的使用のための複製に係る権利制限について(著作権法第30条)

- 著作権法第30条第1項においては、閉鎖的な私的領域における零細な複製を許容する等の観点から、著作物を個人的又は家庭内等の限られた範囲内で使用することを目的とする場合にはその使用する者が複製することができることとしている。一方で、以下の場合には、権利者の経済的利益を不当に害することとなることから、権利制限規定の対象外としている(他の権利制限規定に該当する等の事情がない限り、その複製は違法となる)。
- ① 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器(ダビング機等)を用いて複製する場合(同項第1号)【昭和59年に追加】
  - ② 技術的保護手段(コピーガード)の回避により可能となった複製を、その事実を知らずに行う場合(同項第2号)【平成11年に追加】
  - ③ 著作権を侵害する自動公衆送信(インターネット送信)を受信して行うデジタル方式の録音・録画を、その事実を知らずに行う場合(同項第3号)【平成21年に追加、平成24年に刑事罰化】
  - ④ 映画の盗撮の場合(日本国内における有料上映後8月以内の場合に限る。)(映画の盗撮の防止に関する法律第4条)【平成19年に追加】
- 上記①～④のうち、①②については刑事罰の対象から除外されているが、③については、正規版が有償で提供・提示されている著作物を録音・録画する場合には、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金が科されることとなっており、④については、通常の著作権侵害の場合と同様、10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金が科されることとなっている(懲役と罰金の併科も可)。

## 1. 大陸法系のヨーロッパ諸国

- ・ 日本と同様に、私的使用目的の複製に関する権利制限規定が設けられている。
- ・ ドイツ、フランスをはじめ多くの国(スペイン、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、ハンガリー等)において、違法にアップロードされた著作物(その種類は問わない。)を複製する行為を、権利制限規定の適用対象から除外している。【刑事罰あり(ドイツ、フランス等)】

## 2. 英米法系の諸国

### 〈カナダ〉

- ・ 日本と同様に、私的使用目的の複製に関する権利制限規定が設けられている。
- ・ 近年の法改正によって、違法にアップロードされた著作物(その種類は問わない。)を複製する行為を、権利制限規定の適用対象から除外している。【刑事罰なし】

### 〈アメリカ〉

- ・ そもそも私的使用目的の複製一般を対象とした権利制限規定は設けられていない。
- ・ 著作物の使用がフェアユースに該当する場合には著作権が制限されるが、違法にアップロードされた著作物を複製する行為がフェアユースに該当せず、権利侵害とされた判決がある。【刑事罰あり】

### 〈イギリス〉

- ・ そもそも私的使用目的の複製一般を対象とした権利制限規定は設けられていない。【刑事罰なし】

第30条第1項第3号：(ア)ダウンロード違法化の対象範囲の拡大（「録音又は録画」⇒「複製」）  
（イ）主観要件（事実の認識、適法・違法の評価を誤った場合の除外）

第30条第2項：主観要件（重過失により知らなかった場合の排除（解釈規定））

※赤字部分：規制対象行為、青字部分：主観要件

（私的使用のための複製）

第三十条 著作権の目的となつている著作物（以下この款において単に「著作物」という。）は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用すること（以下「私的使用」という。）を目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。

一・二（略）

三 **著作権を侵害する自動公衆送信**（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきものを含む。）**を受信して行うデジタル方式の複製**（以下この号及び次項において「特定侵害複製」という。）を、**特定侵害複製であることを知りながら**行う場合

ダウンロード行為全般を対象  
（「録音又は録画」⇒「複製」）

事実の認識だけでなく、「違法」だという認識まで必要

2 前項第三号の規定は、特定侵害複製であることを**重大な過失により知らないで**行う場合を含むものと解釈してはならない。

著しい不注意により「違法」だと知らなかった場合も、ダウンロードは違法とならない。

## 条文解説（ダウンロード違法化関係）【刑事罰】

第119条第3項：(ア)ダウンロード刑事罰化の対象範囲の拡大（「録音又は録画」⇒「複製」）  
（イ）主観要件（事実の認識、適法・違法の評価を誤った場合の排除）  
（ウ）有償著作物等への限定、（エ）二次創作の除外、（オ）反復継続性  
第119条第4項：主観要件（重過失により知らなかった場合の除外（解釈規定））

※緑字部分：対象著作物（有償）、赤字部分：規制対象者、青字部分：主観要件、橙字部分：罰則の水準

ダウンロード行為全般を対象  
（「録音又は録画」⇒「複製」）

「二次的著作物の利用に関する原作者の権利」（著作権法第28条）を侵害する場合を除外（二次創作物をアップロード・送信すると、原作者の著作権を侵害することとなるが、その場合を除外することにより、二次創作物のダウンロードには、刑事罰が科されないように措置

第百十九条（略）

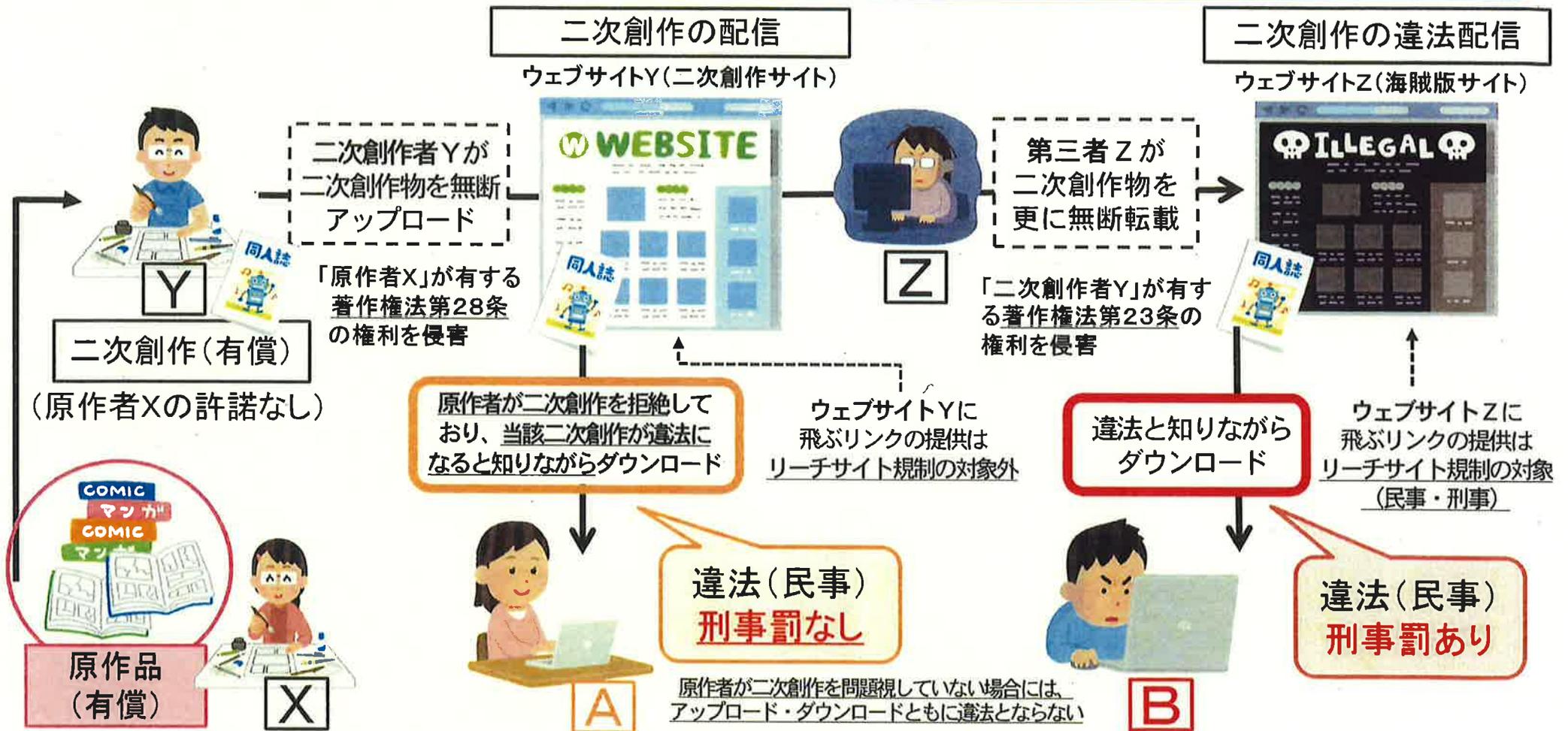
2（略）

3 第三十条第一項に定める私的使用の目的をもつて、著作物又は実演等（著作権又は著作隣接権の目的となつているものに限る。）であつて有償で公衆に提供され、又は提示されているもの（その提供又は提示が著作権又は著作隣接権を侵害しないものに限る。）の著作権（第二十条に規定する権利を除く。以下この条において同じ。）を侵害する自動公衆送信又は著作隣接権を侵害する送信可能化に係る自動公衆送信（国外で行われる自動公衆送信であつて、国内で行われたとしたならば著作権の侵害となるべきもの又は著作隣接権の侵害となるべき送信可能化に係るものを含む。）を受信して行うデジタル方式の複製（以下この条において「有償著作物等特定侵害複製」という。）を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを知りながら行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項に規定する者には、有償著作物等特定侵害複製を、自ら有償著作物等特定侵害複製であることを重大な過失により知らないで行つて著作権又は著作隣接権を侵害する行為を継続的に又は反復して行つた者を含むものと解釈してはならない。

# (参考) 二次創作物のダウンロードに関する取扱いのイメージ

- 二次創作者が原作者の許諾なくアップロードした二次創作物を、ダウンロードした者(下図A)については、違法となり得るが、**刑事罰は科されない**。
- その二次創作物を、第三者が二次創作者の許諾なく更に転載(アップロード)している場合に、それをダウンロードした者(下図B)は、二次創作者の権利を害していることから、**刑事罰も科され得る**。



※ 原作者Xは、無断でアップロードしている二次創作者Y及び第三者Zに対して、原作品に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。  
 ※ 二次創作者Yは、無断で転載(アップロード)している第三者Zに対して、二次創作物に関する権利侵害として、権利行使・告訴が可能。

- 近年、コンテンツ提供方法がパッケージ販売からインターネット配信に移行しており、それに伴い、不正使用を防止するための保護技術(アクセスコントロール)等として、シリアルコードを活用したライセンス認証(いわゆる「アクティベーション方式」)が広く普及。一方、ライセンス認証技術の回避によるコンテンツの不正使用も発生。
- このような状況に現行著作権法では十分な対応ができないことから、平成30年の不正競争防止法の改正と同様、コンテンツの不正使用を防止するアクセスコントロール等に関し、①定義規定の改正(ライセンス認証が含まれることを明確化※1)、②これを回避するための不正なシリアルコードの提供等に対する規制を行う。
- ②については、民事措置(著作権等を侵害する行為とみなして差止請求・損害賠償請求を可能とする)とともに、刑事罰(3年以下の懲役・300万円以下の罰金(併科も可))の対象とする。

〈①定義規定の改正〉【第2条第1項第20号・第21号】

	著作権法	不正競争防止法
CD・DVD等に関する保護技術	○	○
コンテンツに関するライセンス認証	△ ⇒ ○	○ (平成30年改正)

(※1) CD・DVD等に関する保護技術では、不正使用防止のための信号がコンテンツとともに(同時・同一場所に)記録されており、法律上の定義もこれを念頭に規定。コンテンツに関するライセンス認証では、不正使用防止のための信号は、コンテンツと別途(後から)、送信・記録されるため、従来の定義規定では対象に含まれるかが不明確だった。

〈②規制対象行為の追加〉【第113条第7項、第120条の2第4号等】

	著作権法	不正競争防止法
回避行為	○※2	×
回避装置・プログラムの提供	○	○
回避サービスの提供	○	○ (平成30年改正)
不正なシリアルコードの提供等	× ⇒ ○	○ (平成30年改正)

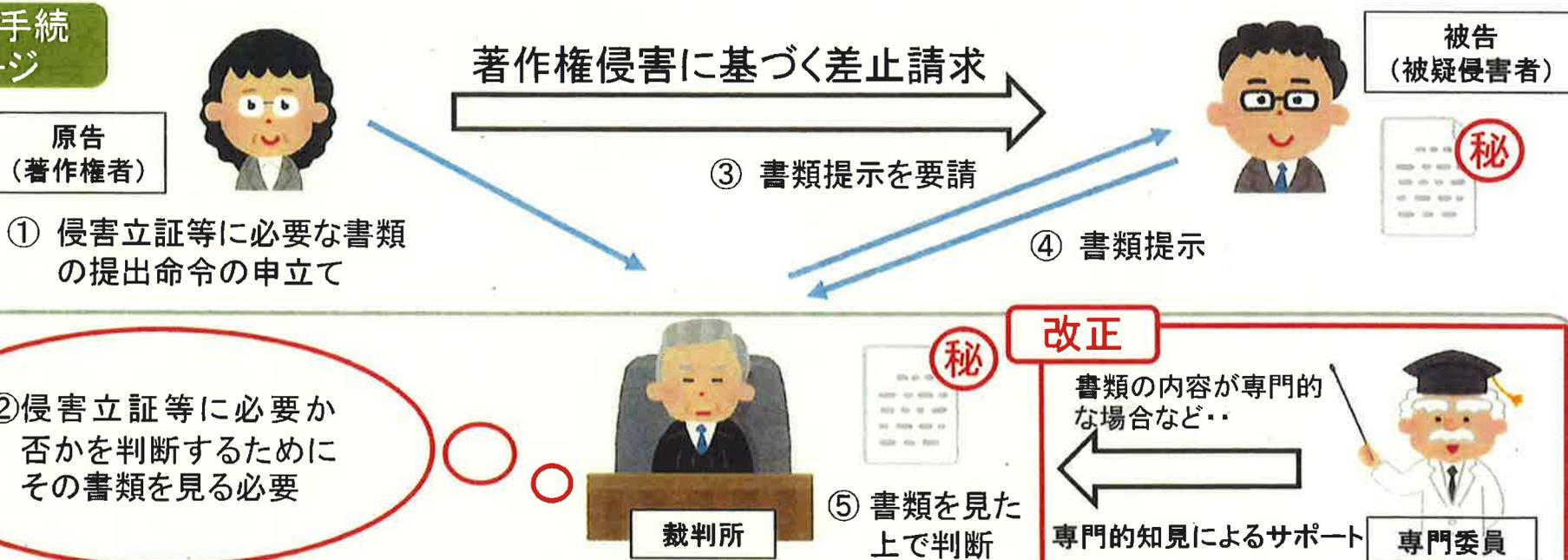
(※2) 不正なシリアルコードの入力による回避行為を含む。18

## 4. 著作権等侵害訴訟における証拠収集手続の強化

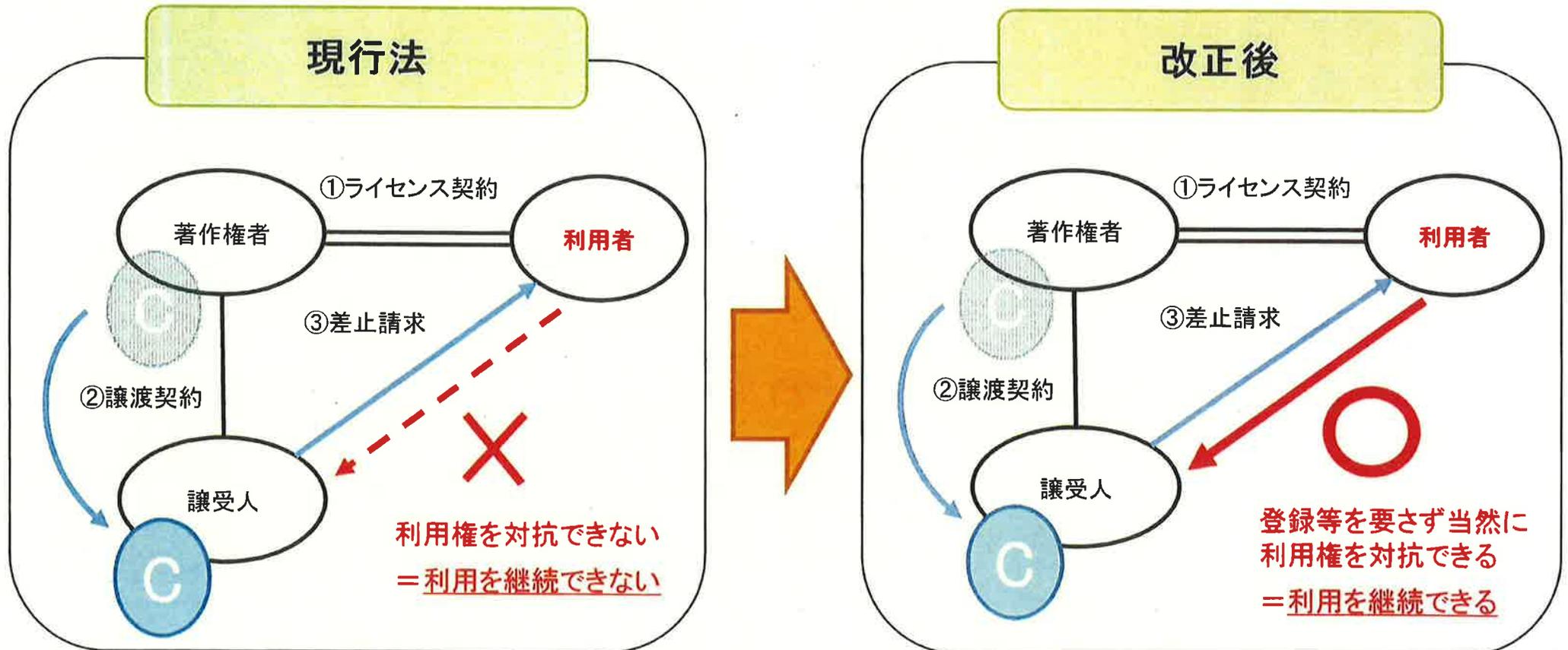
【第114条の3関係】

- 著作権等の侵害訴訟においては、**裁判所**は、原告からの申立てに基づき、**侵害立証や損害額計算のために必要な書類の所持者に対して、書類の提出命令を発することができる**こととされている。
- 一方、当該書類の所持者は**正当な理由がある場合には、その書類の提出を拒否できる**ことから、その**正当な理由の有無を適切に判断するため、裁判官等が書類を見ることができるとする手続(インカメラ手続)**がある。
- しかし、**現行著作権法では、①その書類が侵害立証等に必要か否か判断をするために、書類を見ることはできないこと、②専門性の高い書類の内容を理解するために裁判官が専門家からのサポートを受ける仕組みがないことから、裁判所が書類の提出命令の要否の判断を適切に行うことが難しい場面が存在する。**
- このため、平成30年に特許法等において、**①インカメラ手続を侵害立証等に必要か否かの判断にも用いることを可能とし、②専門委員の関与を可能とする規定の見直し**がなされたことを踏まえ、著作権法においても、**侵害を受けた著作権者の権利の適切な保全の観点から、上記①及び②の措置**を講ずる。

### インカメラ手続のイメージ



- 著作物の利用許諾契約(ライセンス契約)における利用者(ライセンシー)は、著作権が譲渡された場合、著作権の譲受人(第三者)に対し、当該利用許諾(ライセンス)に係る著作物を利用する権利(利用権)を対抗する手段がなく、ライセンシーの法的地位が不安定な状況。
- 特許法等において特許発明の利用を行うことができる権利(通常実施権)については登録等を要さず対抗できることとされていること、利用権の対抗を認めても譲受人に与える不利益は小さいこと等を踏まえ、著作権法においても登録等の対抗要件を要さず当然に利用権を対抗できる制度(当然対抗制度)を導入する。



## 6. 行政手続に係る権利制限規定の見直し(地理的表示法・種苗法関係)

【第42条第2項関係】

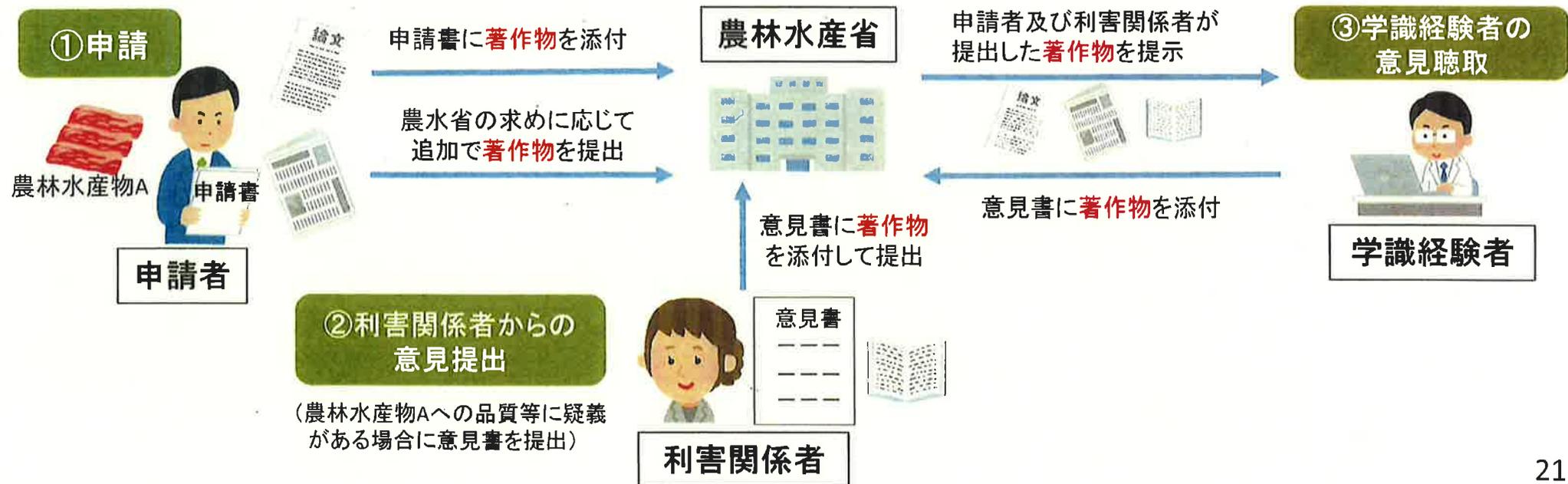
- 著作権法第42条第2項においては、特許等に関する審査が迅速・的確に行われるよう、特許審査手続等において、権利者に許諾なく必要な文献等の複製等ができることとしている。
- 今般、①地理的表示法に基づく地理的表示※の登録、②種苗法に基づく植物の品種登録についても、審査等が迅速・的確に行われるよう、同様の措置を行う。 ※夕張メロン、神戸ビーフなど、地名と食品等が結びついた名称
- また、今後、同様の措置が必要な行政手続の存在が明らかとなった場合に柔軟に対応できるよう、政令により随時追加することを可能とする。

### (参考)地理的表示の登録に関する手続と著作物の主な利用場面

地理的表示の登録に関する手続においては、要件の充足性を判断するために文献や新聞記事等の著作物が利用されている。

(例1) 製品の品質に関し、他には流通していない独自品種の科学的な特性を示すために学術論文等を利用

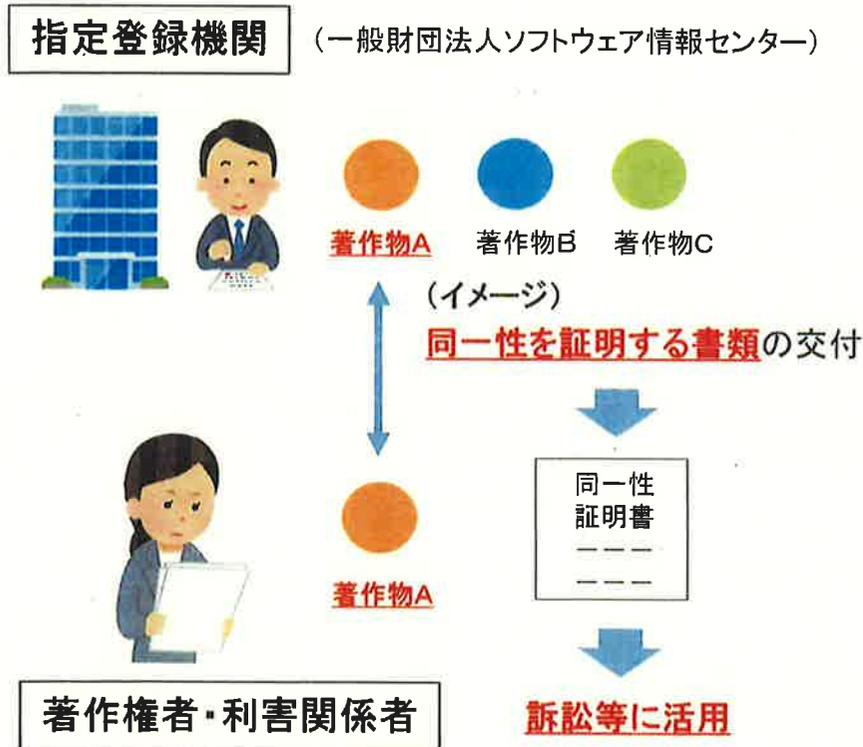
(例2) 全国規模の品評会で評価されているなどの社会的評価を示すために新聞記事等を利用



- プログラムの著作物については、特殊性が高いことから、「プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律」において著作権法の特例を規定しており、プログラムの登録は、文化庁長官が指定する「指定登録機関」（一般財団法人ソフトウェア情報センター）が行うこととなっている。
- 昨今のプログラム登録を巡る関係者のニーズや、指定登録機関から要請を踏まえ、以下の見直しを行う。
  - ① 訴訟等で活用できるようにするため、著作権者等の利害関係者が自ら保有する著作物とプログラム登録がされている著作物が同一であることの証明を請求できることとする。
  - ② 国及び独立行政法人が登録を行う場合の手数料免除規定を廃止する。

〈①同一性証明書の請求の制度化〉【第4条】

〈②手数料免除規定の廃止〉【第26条】



	現行	改正後
国及び独立行政法人	免除	支払い義務あり
その他の者 (民間企業等)	支払い義務あり	支払い義務あり

(※) 登録手数料は、1件につき、47,000円。国及び独立行政法人が登録する場合には手数料が免除され、その分の費用は、指定登録機関の持ち出しとなる。近年、独立行政法人による登録が増加し、全体の1/3を超える規模となっており、指定登録機関の財政の負担が著しく増加している。